

(防 府)

## 山口・周防國府跡

す  
おうこくふ

定国司館からは墨書き土器四点、「請菜」と記された請求木簡の断簡が出土している（本誌第二三号）。

- 1 所在地 一・二 山口県防府市大字多々良一丁目  
2 調査期間 一 第一二二次 一九九九年(平11)七月～一〇月  
二 第一二五次 二〇〇〇年五月～二月

- 3 発掘機関 防府市教育委員会

- 4 調査担当者 一 羽鳥幸一  
二 大林達夫・柳智子

- 5 遺跡の種類 国府跡（推定国司館関連の庭園跡）

- 6 遺跡の年代 八世紀中頃～九世紀初頭

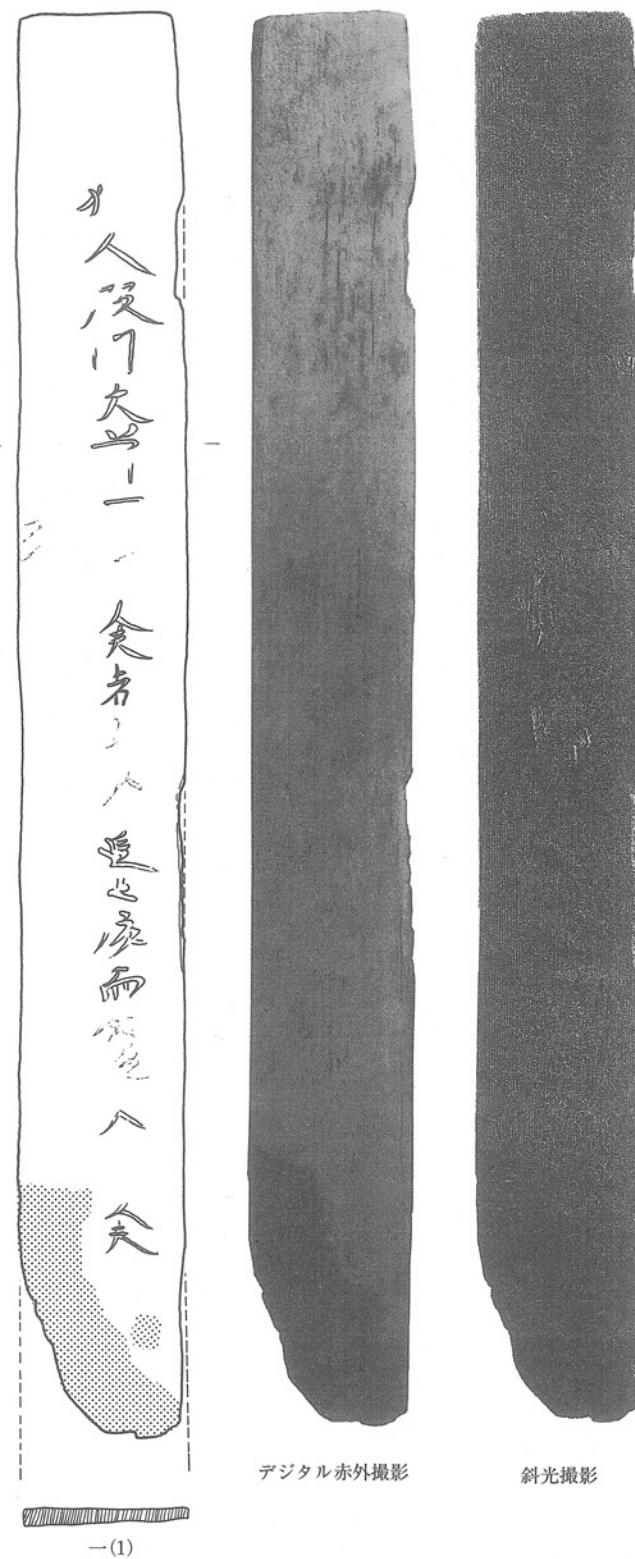
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

### 一 第一二二次調査

周防國府跡第一一二二次調査は、推定国司館西側の遺構を探る目的で実施した。調査区は、第一一二二次調査区北端に近接した位置にある。

調査の結果、池状遺構と一間×五間の掘立柱建物一棟を検出した。池状遺構は第一一二二次調査で検出した落ち込みと同一遺構である。中島を有し、自然湧水と池底部に貼られた粘土により滞水状況を維持でき、さらに東側に近接する掘立柱建物を配していることから、庭園の池である蓋然性が高い。池の層位は上下二層に分けられ、池廐絶以降の堆積層である。

木簡はこの池状遺構の最も下層から二七七点（うち削削二点）出土した。共伴遺物には、須恵器・土師器、木製品や多量の木片がある。木簡・木片はともに焼けたものが多く、池の東側から集中して出土している。



8

## 木簡の釈文・内容

## 第一二二次調査

(1) 「□人□〔殿門カ〕大前□□人夫者□□進上依而□□」

「人夫□□〔佐波郷カ〕」

(460)×52×5 019

(1)は墨がほとんど流失しているが、墨痕が盛り上がった状態である。上面・側面ともに直線的に加工され、下面は焼損している。赤外線テレビカメラ装置による判読と斜光による写真撮影によつて、部分的に文字が確認できた。

詳細は不詳であるが、人夫の貢進に関わる文書木簡であろう。殿門の上に想定される宛先は、現状では一文字分しか確認できないも

デジタル赤外撮影

斜光撮影

- (1)

のの、さらに上部に二・三文字あつた余地は充分にある。なお、表  
面左端には墨の痕跡と思しき盛り上がりが残つてゐるが、字配りか  
らみて削り残りの可能性が考えられる。また、現状では墨痕や盛り  
上がりは確認できないが、裏面にも本来文字が書かれていた可能性  
がある。

二  
第一  
一一五次調查

(1) 「何道倉稻綬達良君猪弓」十束

・「何道倉稻綏達良君猪弓十束

田か  
253×37×8 011

界線幅	□	135
	□	
22   15   16   18   20   19   )		
(14) × (130) × 11      081		

(2) 嫡弟  
-----  
主ノ帳

(界線幅 〈上から順に。単位mm〉 | 23 | 21 | 23 | 22 | )  
(14)×142×9 081

(3) 女老女老

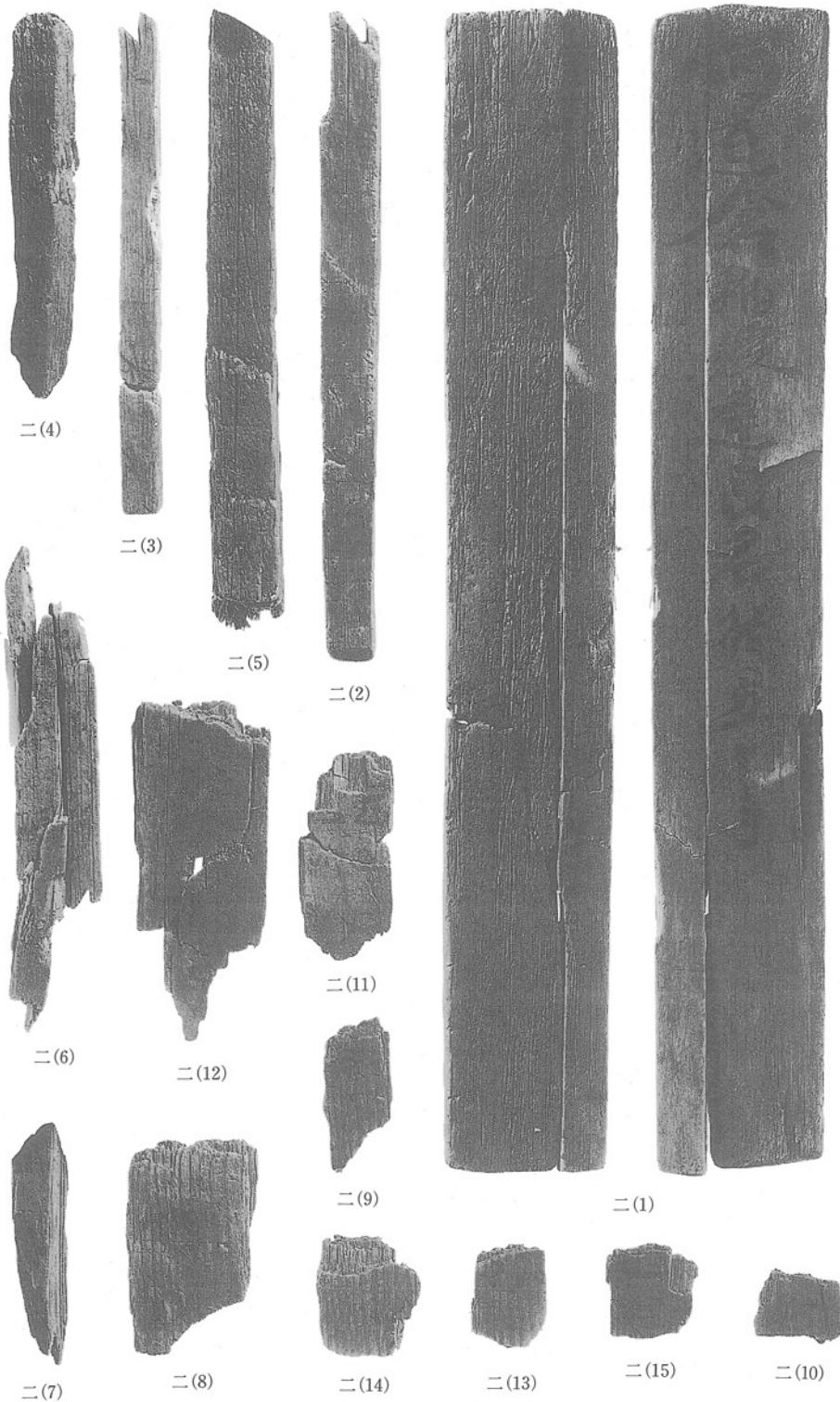
(9)×112×8 081

(9) (8) (7) (6) (5) (4)  
□ □ □ □ □ □  
女 女 女 女 女 女  
寄 寄 寄 寄 寄 寄  
置 之 置 之 置 之 置 之

寄 置 日

□

$$(27) \times (47) \times (3) \quad 081$$



2000年出土の木簡



二(2)



二(5)



二(3)



二(4)



二(6)



二(12)



二(7)



二(10)



二(9)



二(11)



二(8)



二(15)



二(13)



二(14)



二(10)



二(7)

(18)×(14)×(2) 081

これらの木簡はすべて投棄する目的で処理された廃棄木簡である。

(5)(7)の上端は焼損し、(2)上端・(3)上端・(6)右側の断片の下端(文字の方向の最上部)は切り割った後の一次加工がみられる。また、(6)の右側の断片の右側、すなわち文字の方向に置いた場合の天は削りの原形をとどめている。(4)(8)～(15)は上下折れ、左右割れ。(10)下端は刻界線部分で折れている。(6)の左側の断片及び(7)～(15)の裏面は、剝離したまま細分されたチップ状を呈している。

(10) 十  
口 伯  
口 伯  
口 父  
口 合  
合

(界線幅

| 13 | 15 | 14 | 15 |  
(30)×(76)×(3) 081

(12)

役  
死  
カ

(13)

役  
死  
カ

(15)

業  
カ  
野  
カ

(14)

役  
死  
カ

(界線幅 | 2 | )  
(15)×(23)×(2) 081

(1)は縦に二つに分断された状態で出土した。表面には一二文字が判読であったが、裏面は劣化がひどく墨書から行数を確認できた。上部は圭頭状、側面・下部は直線的に加工され、表面からみて右端部に上下各一ヵ所の穿孔がある。「何道」は倉の名称、もしくは場所を示す地名とも推定される。「綏」は「授」と書き間違えたか、若しくは本来とは異なる動詞の用法として使用されたとも考えられる。周防国に達良(多々良)君氏がいたことについては、石山寺所蔵の延喜八年(九〇八)周防国玖珂郡玖珂郷戸籍断簡にみえる多々良公秋男などの類例がある。また、周防国府の所在郡である佐波郡には達良(多々良)郷がある。

(2)～(15)は横材に文字がほぼ同列で縦書きに書かれており、文字に平行する界線が刻まれている(3)は除く)。

(2)は「嫡弟」「<sup>主</sup>帳」から、続柄・身分を記したもの。(11)も続柄の部分であろう。(3)(4)はともに内容から年齢区分の部分。(6)は2つ

(18)×(19)×(1) 081

の木簡が接合したものであり、「寄口」がみえるから、(7)とともに身分表記に相当すると考えられる。(9)は身体の特徴の注記、(12)は集計部分であろう。(13)(14)は戸口の変動に関する注記とみられる。(2)と(3)、(4)と(5)は直接接合しないものの同材を使用している。(8)～(15)は前述の木簡に比べて楷書体ではなく、筆運びが速く字体が崩れたものが多い。(8)(13)(14)にみられるように、界線の間隔に統一性がない。(13)～(15)は直接接合しないが、引っかいたような細い界線や崩し字が類似すること、さらに同材であることから同じ木簡であった可能性がある。

このほかに墨書が判読できないものの、同様の界線を刻んだ横材の木簡が一〇点、界線のみ確認できる木片が四点あり、一括した遺物とみられる。これらは内容や様式からみて、周防国の戸籍か計帳、あるいはそれに類する人身把握のための文書であり、その下書きないし作成過程で作られた木簡の断簡と考えられる。

なお、木簡の判読・撮影にあたっては、京都学園大学の八木充氏、奈良文化財研究所の渡辺晃宏氏、馬場基氏、中村一郎氏からご教示、ご協力をいただいた。

(柳智子)

### 『草戸木簡集成』一、二の刊行

広島県福山市の芦田川中州に展開した中世集落跡、草戸千軒町遺跡出土木簡を、赤外線テレビカメラ装置による観察を踏まえて紹介する報告書『草戸木簡集成』が刊行されている。『草戸千軒木簡一』で既報告の分も含め、改めて全貌を紹介するもので、遺構ごとに木簡の出土状況、個別の木簡の釈文と解説・考察を掲載し、さらに木簡データの一覧表と図版を付す。

『草戸木簡集成』一（草戸千軒町遺跡調査研究報告三）

一九九九年三月刊、A4版一二二頁図版一〇頁

『草戸木簡集成』二（草戸千軒町遺跡調査研究報告四）

二〇〇〇年三月刊、A4版九八頁図版二八頁

頒価はいずれも一二〇〇円、送料三八〇円。申し込みは左記へ現金書留で。

〒710-10067 広島県福山市西町二一四一一

広島県立歴史博物館ミュージアムショップ

T E L ○八四九一三一一二五二三（代）

なお、同博物館で二〇〇〇年春季に行なわれた特別展の図録『中世民衆生活の文字—木簡が語る文化史』（二〇〇〇年四月刊）も、頒価一二〇〇円、送料三八〇円で頒布中。